

訪問リハビリテーション運営規程

医療法人樹恵会 石田病院

介護保険事業所番号 0174200451

医療法人樹恵会 石田病院
指定訪問リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人樹恵会が開設する石田病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(名称及び所在地)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 医療法人樹恵会 石田病院 指定訪問リハビリテーション
- 2 所在地 標津郡中標津町りんどう町5番地6

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業の従事者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	医師	1	0	病院と兼務
理学療法士	同左	1 以上	0	通所リハと兼務
作業療法士	同左	1 以上	0	通所リハと兼務
言語聴覚士	同左	0	0	通所リハと兼務

(1) 管理者 医師

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業時間及び営業日)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日迄を除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時00分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、医師の指示に基づき、要介護者（介護予防にあっては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(利用料その他の費用)

第7条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合から算出された額とする。

(事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、中標準町内の区域とする。

(相談・苦情処理)

第9条 当事業所は、利用者及びその家族からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問リハビリテーション等に係る利用者からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

- 第10条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しその完結の日から2年間保存する。
 - 3 当事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行う。

(秘密の保持)

- 第11条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第12条 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
 - 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する
 - 4 上記措置を適切に実施するための担当者をおく

(その他運営に関する留意事項)

- 第13条 当事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を年1回及び諸制度改定時や業務上必要な事例が生じたとき等に設ける。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人樹恵会 理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

- 一部改定 平成24年4月1日
一部改定 平成25年1月7日
一部改定 平成25年7月1日
一部改定 平成26年1月1日
一部改定 平成26年6月2日
一部改定 平成27年6月1日

一部改定 令和3年4月1日
一部改定 令和3年11月1日
一部改定 令和4年7月1日
一部改定 令和5年7月1日
一部改定 令和6年1月1日
一部改定 令和6年6月20日

重要事項説明書
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
< 令和6年6月20日現在 >

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人 樹恵会
代表者氏名	理事長 柴崎 淳一
所在地	標津郡中標津町西4条北1丁目1番地1
電話番号	0153-72-9112

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人樹恵会 石田病院指定訪問リハビリテーション
所在地・連絡先	(住所) 標津郡中標津町りんどう町5番地6 (電話) 0153-72-9112 (Fax) 0153-72-9151
事業所番号	北海道指定 0174200451号
管理者の氏名	石田 康雄

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	資格	常勤(人)	非常勤(人)	職務内容	
管理者	医師	1		病院と兼務	
理学療法士	同左	1以上		通所リハと兼務	
作業療法士	同左	1以上		通所リハと兼務	
言語聴覚士					

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	勤務時間帯 (8:30~17:00)
理学療法士	勤務時間帯 (8:30~17:00)
作業療法士	勤務時間帯 (8:30~17:00)

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	中標津町 全域
---------	---------

(5) 営業日

営業日	営業 時間
月曜日～金曜日	午前8時30分から午後5時00分

定休日	土曜日・日曜日・祝日・12月30日～1月3日
-----	------------------------

3 サービスの内容

医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士が利用者様のご自宅を訪問し、利用者様の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面では、関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善等、精神面では、知的能力の維持改善等を行います。

4 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割・2割・3割が利用者の負担となります。利用者様の利用者負担額については、サービス内容説明書に記載します。

【訪問リハビリテーション】(要介護度1～5の方が対象)

<料金表>

①基本料金 (1単位: 20分の場合) 308円／1回 (2割負担の方は616円／回)
(3割負担の方は924円／回)

②サービス提供体制強化加算 6円／1回 (2割負担の方は12円／回)
(3割負担の方は18円／回)

勤続年数7年以上の理学療法士等が1名以上いる場合に算定します。

③リハビリテーションマネジメント加算 (口) 213円／月
(2割負担の方は426円／月)
(3割負担の方は639円／月)

※事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合 270円／月
(2割負担の方は540円／月)
(3割負担の方は810円／月)

医師、理学療法士、作業療法士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理するために、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直すとともに、訪問リハビリテーション計画等の内容に関するデータを訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業に参加し、厚生労働省に提出している場合に算定します。

④短期集中リハビリテーション実施加算 200円／日 (2割負担の方は400円／日)
(3割負担の方は600円／日)

退院・退所日、又は認定日より3月以内の期間に、集中的なリハビリテーションを行った場合に算定します。

⑤退院時共同指導加算(退院時1回を限度) 600円 (2割負担の方は1,200円／日)
(3割負担の方は1,800円／日)

退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(利用者又は家族に対して、病院の主治医、理学療法士、作業療法士その他の従業者との間で情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させること)を行った後に、初回訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

【介護予防訪問リハビリテーション】(要支援1、要支援2の方が対象)

①基本料金(1単位：20分の場合) 298円／1回 (2割負担の方は596円／回)
(3割負担の方は894円／回)

②サービス提供体制強化加算 6円／1回 (2割負担の方は12円／回)
(3割負担の方は18円／回)

勤続年数7年以上の理学療法士等が1名以上いる場合に算定します。

③短期集中リハビリテーション実施加算 200円／日 (2割負担の方は400円／日)
(3割負担の方は600円／日)

退院・退所日、又は認定日より3月以内の期間に、集中的なリハビリテーションを行った場合に算定します。

④退院時共同指導加算(退院時1回を限度) 600円 (2割負担の方は1,200円／日)
(3割負担の方は1,800円／日)

退院するに当たり、指定訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導(利用者又は家族に対して、病院の主治医、理学療法士、作業療法士その他の従業者との間で情報を相互に共有した上で、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での訪問リハビリテーション計画に反映させること)を行った後に、初回訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

※介護保険での給付の対象とならないサービスの利用料金は、全額が利用者の自己負担となります。

(2) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

(3) 利用料等のお支払い方法

翌月15日までに前月分の請求をいたしますので、25日までに現金にてお支払いください。訪問スタッフが訪問時に集金させていただきます。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

医療法人樹恵会が開設する石田病院が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

(2) 運営方針

- 1 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

(3) その他

事 項	内 容
訪問リハビリテーション計画の作成及び事後評価	医師及び理学療法士又は作業療法士が、利用者様の直面している課題等を評価し、医師の診療及び利用者様の希望を踏まえて、訪問リハビリテーション計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。
従業員研修	従業員の質的向上を図るための研修を年1回及び諸制度改定時や業務上必要な事例が生じたとき等に設ける。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

相談窓口	窓口担当者 小泉 裕之
	利用時間 平日 8：30分～17：00分
	利用方法 電話 0153-72-9112 面接（石田病院 相談室）
	苦情箱（石田病院外来待合室に設置）

当事業所以外に、町役場、国民健康保険団体連合会等にも苦情相談を伝えることができます。

中標津町役場 介護保険課	利用時間 平日 8：30分～17：15分
	利用方法 電話 0153-73-3111
	住 所 中標津町丸山2丁目22番地

国民健康保険団体 連合会北海道	利用時間 平日 9：00分～17：00分
	利用方法 電話 011-231-5161
	住 所 札幌市中央区南2条西14丁目

7 緊急時等における対応等

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

緊急時 連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	
	住 所	
	電話番号 (携帯)	

8 秘密の保持

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する
- (2) 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業員との雇用契約の内容とする。

9 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者をおく

10 当事業所は、損害賠償保険に加入しております。

11 第三者評価の実施

第三者による評価の 実施状況	1 あり	実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1 あり	2 なし
	[2] なし			

令和　年　月　日

当事業所は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

医療法人樹恵会 石田病院指定訪問リハビリテーション

説明者 氏名

印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

家族 住 所

又は

身元 氏 名

印

引受人 (続柄)